

# 水道企業団だより

令和4年 秋号  
第57号



## 今号の主な内容

- 企業団のホームページが新しくなりました！
- 水道メーターの取替にお伺いします
- 水道メーター検針にご協力ください
- 令和4年度水道事業会計予算
- 令和3年度水質検査結果
- 訪問販売にご注意ください

## ◆企業団のホームページが新しくなりました！



令和4年4月1日より、佐賀東部水道企業団のホームページをより見やすく分かりやすいホームページにリニューアルしております。パソコンでの閲覧はもちろん、スマートフォンやタブレットでの閲覧にも対応しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。

また、**水道の開始・中止**について、ホームページから**web申請**することができるようになっております。web申請の場合は、**24時間365日いつでも申請**いただけますので、こちらもぜひご利用ください。(サーバーのメンテナンス等でご利用いただけない場合がありますので、予めご了承ください。)

職員一同、利用するみなさまにとって分かりやすいホームページとなるよう目指してまいりますので、今後ともよろしくお願いたします！



佐賀東部水道企業団  
<https://sagatsk.or.jp/>

## ◆水道メーターの取替にお伺いします

計量法に基づいて、水道メーターの取替を8年に一度、実施しています。対象となるお客さま宅には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」のハガキを郵送いたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- 企業団が委託した取替業者がお伺いし、取替作業を行います。
- 取替作業中は断水（10～20分程度）します。
- 立会いの必要はありません。
- 取替後に「取替通知書」をお渡しします。
- 取替費用は企業団が負担します。(お客さま負担は無料です。)**
- お問い合わせは、ハガキ記載の担当部署までご連絡ください。

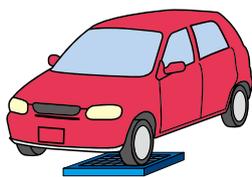


## ◆水道メーター検針にご協力ください

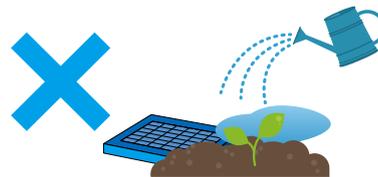
企業団では、2か月ごとに水道メーターの検針を行っています。

水道メーターは、水道料金を算出するためのほか、漏水の発見にも大切な計器です。いつでも見やすい状態にしておくようにご協力をお願いいたします。

◇メーターボックスの周辺や上に物や車を置かないでください。



◇メーターボックスの中に泥や水が入らないようにしてください。



◇ペットは出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでください。



◇メーターボックスが草や植木などで埋まらないように管理をお願いします。



### ○奇数月検針（1,3,5,7,9,11月上旬）

佐賀市川副町、神崎市神埼町、吉野ヶ里町（三田川地区）、上峰町、みやき町（北茂安地区）

### ○偶数月検針（2,4,6,8,10,12月上旬）

佐賀市東与賀町、神崎市千代田町、吉野ヶ里町（東脊振地区）、基山町、みやき町（中原地区、三根地区）

## ◆令和4年度 水道事業会計予算

水道事業会計は、一般的な官公庁の会計と異なる公営企業会計により、収益的収支（事業の運営に係る収支）と資本的収支（建設改良に係る収支）の2本の柱によって成り立っています。

本年度も引き続き経常経費の節減を徹底し、優先度を精査した予算措置としています。

### 収益的収支

水道料金による収入とご家庭に水を届けるために必要な経費の収支

### 資本的収支

水道施設を整備(水道管の入替えや新しい施設の建設)するための財源と経費の収支

(単位：万円、税込)

|                  |              |                |
|------------------|--------------|----------------|
| 収入               | 給水収益（水道料金）   | 245,862        |
|                  | その他の収益（加入金等） | 26,419         |
|                  | <b>計</b>     | <b>272,281</b> |
| 支出               | 受水費          | 141,354        |
|                  | 人件費          | 34,945         |
|                  | 修繕費          | 17,415         |
|                  | 支払利息         | 2,232          |
|                  | 減価償却費等       | 38,667         |
|                  | その他の費用       | 18,050         |
|                  | <b>計</b>     | <b>252,663</b> |
| <b>収益的収支</b>     |              | <b>19,618</b>  |
| <b>収益的収支(税抜)</b> |              | <b>16,934</b>  |

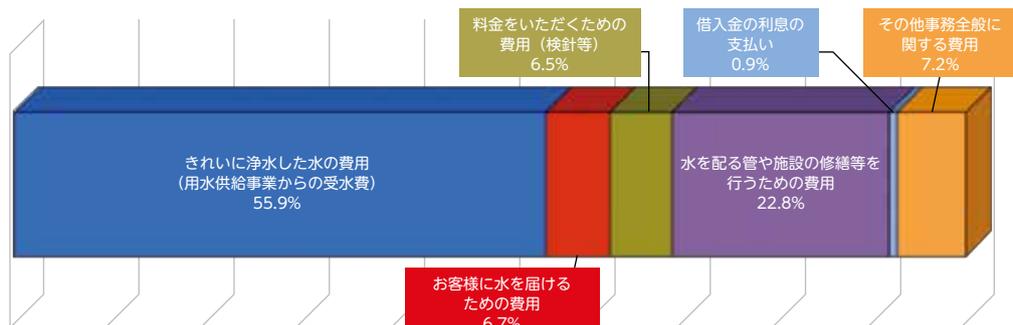
(単位：万円、税込)

|              |         |                 |
|--------------|---------|-----------------|
| 収入           | 企業債     | 13,100          |
|              | 補助金     | 3,902           |
|              | 他会計負担金  | 3,019           |
|              | 補償金     | 14,512          |
|              | 分担金     | 7,260           |
| <b>計</b>     |         | <b>41,793</b>   |
| 支出           | 建設改良費   | 78,567          |
|              | (うち人件費) | (3,600)         |
|              | 企業債償還金  | 11,274          |
| <b>計</b>     |         | <b>89,841</b>   |
| <b>資本的収支</b> |         | <b>△ 48,048</b> |

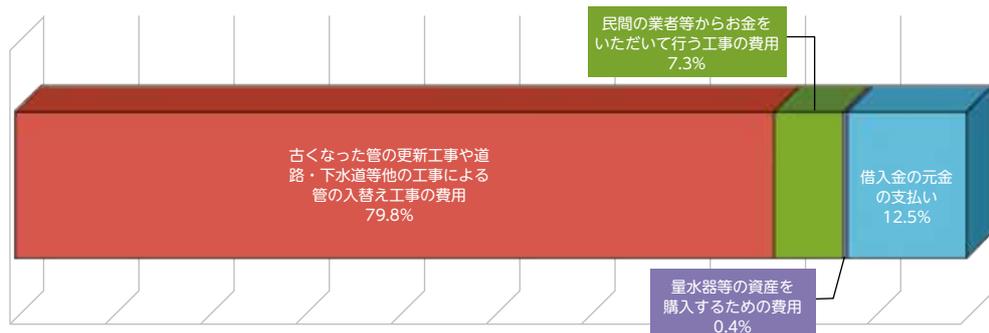
※収支不足額については、内部留保資金で補てんします。

## お金の使い道の内訳

### 収益的支出



### 資本的支出



## ◆令和3年度 水質検査結果

企業団では、水質基準項目（下表）について定期的に検査を行っています。令和3年度に「北茂安浄水場」と「基山浄水場」から皆さまにお届けした水の検査結果（水質基準項目の年平均値）は下表のとおりで、全ての項目について基準を満たしています。

■令和3年度 北茂安浄水場及び基山浄水場の水質（基準項目年平均値）

| 検査項目                               | 基準値           | 北茂安浄水場系統       | 基山浄水場系統        |
|------------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| 一般細菌                               | 100個/mL以下     | 0個/mL          | 0個/mL          |
| 大腸菌                                | 検出しないこと       | 検出せず           | 検出せず           |
| カドミウム及びその化合物                       | 0.003mg/L以下   | 0.0003mg/L未満   | 0.0003mg/L未満   |
| 水銀及びその化合物                          | 0.0005mg/L以下  | 0.00005mg/L未満  | 0.00005mg/L未満  |
| セレン及びその化合物                         | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| 鉛及びその化合物                           | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| ヒ素及びその化合物                          | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| 六価クロム化合物                           | 0.02mg/L以下    | 0.002mg/L未満    | 0.002mg/L未満    |
| 亜硝酸態窒素                             | 0.04mg/L以下    | 0.004mg/L未満    | 0.004mg/L未満    |
| シアン化物イオン及び塩化シアン                    | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                      | 10mg/L以下      | 0.8mg/L        | 0.7mg/L        |
| フッ素及びその化合物                         | 0.8mg/L以下     | 0.10mg/L       | 0.10mg/L       |
| ホウ素及びその化合物                         | 1mg/L以下       | 0.057mg/L      | 0.064mg/L      |
| 四塩化炭素                              | 0.002mg/L以下   | 0.0002mg/L未満   | 0.0002mg/L未満   |
| 1,4-ジオキサン                          | 0.05mg/L以下    | 0.003mg/L未満    | 0.003mg/L未満    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下    | 0.004mg/L未満    | 0.004mg/L未満    |
| ジクロロメタン                            | 0.02mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| テトラクロロエチレン                         | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| トリクロロエチレン                          | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| ベンゼン                               | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| 塩素酸                                | 0.6mg/L以下     | 0.09mg/L       | 0.09mg/L       |
| クロロ酢酸                              | 0.02mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| ジクロロ酢酸                             | 0.03mg/L以下    | 0.005mg/L      | 0.003mg/L      |
| トリクロロ酢酸                            | 0.03mg/L以下    | 0.006mg/L      | 0.007mg/L      |
| 臭素酸                                | 0.01mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| クロロホルム                             | 0.06mg/L以下    | 0.009mg/L      | 0.008mg/L      |
| プロモジクロロメタン                         | 0.03mg/L以下    | 0.006mg/L      | 0.005mg/L      |
| ジプロモクロロメタン                         | 0.1mg/L以下     | 0.003mg/L      | 0.003mg/L      |
| プロモホルム                             | 0.09mg/L以下    | 0.001mg/L未満    | 0.001mg/L未満    |
| 総トリハロメタン                           | 0.1mg/L以下     | 0.019mg/L      | 0.016mg/L      |
| ホルムアルデヒド                           | 0.08mg/L以下    | 0.004mg/L      | 0.002mg/L      |
| 亜鉛及びその化合物                          | 1mg/L以下       | 0.005mg/L未満    | 0.005mg/L未満    |
| アルミニウム及びその化合物                      | 0.2mg/L以下     | 0.02mg/L       | 0.02 mg/L      |
| 鉄及びその化合物                           | 0.3mg/L以下     | 0.03mg/L未満     | 0.03mg/L未満     |
| 銅及びその化合物                           | 1mg/L以下       | 0.01mg/L未満     | 0.01mg/L未満     |
| ナトリウム及びその化合物                       | 200mg/L以下     | 13.8mg/L       | 13.3mg/L       |
| マンガン及びその化合物                        | 0.05mg/L以下    | 0.002mg/L未満    | 0.002mg/L未満    |
| 塩化物イオン                             | 200mg/L以下     | 15.3mg/L       | 15.0mg/L       |
| カルシウム、マグネシウム等（硬度）                  | 300mg/L以下     | 49mg/L         | 47mg/L         |
| 蒸発残留物                              | 500mg/L以下     | 138mg/L        | 139 mg/L       |
| 陰イオン界面活性剤                          | 0.2mg/L以下     | 0.02mg/L未満     | 0.02mg/L未満     |
| ジェオスミン                             | 0.00001mg/L以下 | 0.000001mg/L未満 | 0.000001mg/L未満 |
| 2-メチルイソボルネオール                      | 0.00001mg/L以下 | 0.000001mg/L未満 | 0.000001mg/L未満 |
| 非イオン界面活性剤                          | 0.02mg/L以下    | 0.005mg/L未満    | 0.005mg/L未満    |
| フェノール類                             | 0.005mg/L以下   | 0.0005mg/L未満   | 0.0005mg/L未満   |
| 有機物等（TOC）                          | 3mg/L以下       | 0.6mg/L        | 0.5mg/L        |
| pH値                                | 5.8-8.6       | 7.5            | 7.5            |
| 味                                  | 異常でないこと       | 異常なし           | 異常なし           |
| 臭気                                 | 異常でないこと       | 異常なし           | 異常なし           |
| 色度                                 | 5度以下          | 0.5度未満         | 0.5度未満         |
| 濁度                                 | 2度以下          | 0.1度未満         | 0.1度未満         |

### 【基準値】

水道法に定められたもので、水道水はこの条件を満たさなければなりません。

### 【1mg/L（単位）】

水1Lの中に、物質が1mg（1gの1/1000）含まれる量です。おおまかには、家庭用の風呂（200L）に食塩だったら軽くひとつまみ（0.2g）を溶かしたくらいの量です。

### 【分析値】

現行の検査方法で測定できる最小の値（定量下限値）に満たない数値は、定量下限値未満で表示します。

未満表示以外の数値で表示した物質でも、通常検出されるもので、全て水質基準を満たしています。



なお、企業団のホームページには、検査結果や項目の説明、令和4年度水質検査計画も併せて掲載していますのでご参照ください。

## 企業団職員は身分証明書を持っています。

下記の業務で職員が訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

- 水道メーターの検針・点検
- 配管の調査・工事
- 水道未加入者宅への水道加入のお勧め
- お客様のお問い合わせ、ご連絡その他必要なとき
- 水道メーターの取替（8年に一度「計量法」に基づき無料で取替えます）

※検針員、メーターの取替委託業者も身分証明書を持っています。

## ご連絡ください

- 引越しで水道を中止されるとき
- 新しく水道を使いたい
- 水道の工事をしたい
- いつもより使用量が多い
- 道路から水が出てきている
- 貯水槽の清掃をするとき

## お願い

- メーター検針にご協力ください
  - 愛犬は、メーターボックスから離してつなぎましょう
  - メーターボックスの上に車や物を置かないでください
  - メーターボックスが草や土で埋まらないように管理をお願いします
- 貴重な水資源を大切にしましょう
- 水道料金は口座振替をお勧めします

## お問い合わせ・引越し・漏水等の連絡は下記へお願いします。

### 営業課（本庁1F）

☎0952-30-6212

### 工務2課（本庁3F）

☎0952-30-6202

- ☆佐賀市川副町
- ☆佐賀市東与賀町
- ☆神崎市神崎町
- ☆神崎市千代田町
- ☆吉野ヶ里町

〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西洲1960-4



### 三養基営業所（みやき町防災センター別館1F）

☎0942-89-2868

- ☆基山町
- ☆上峰町
- ☆みやき町



三養基営業所  
(みやき町防災センター別館1F)

〒849-0113 三養基郡みやき町大字東尾737-5

## 訪問販売等にご注意ください！



最近、職員や委託業者を装った訪問販売への問い合わせが増えています。

企業団では、水道の蛇口・浄水器などの器具類の販売、給水管内部や貯水槽の清掃業者などの斡旋はいつさい行っておりません。

無料で水質検査をして、高額な浄水器を取り付けられた事例があります。

不審だと思ったら、佐賀東部水道企業団が警察へご連絡ください。

編集／発行：佐賀東部水道企業団総務課  
ホームページ <https://sagatsk.or.jp/>

〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西洲1960-4  
TEL 0952-30-6151 FAX 0952-30-6154

きれいな川にするため、粉石けんをつかきましょう。